

秋田県教育委員会告示第7号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（考古資料）に指定する。

令和5年3月24日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	員数	所在地	所有者
天戸森遺跡出土品	705点	鹿角市十和田大湯字万座13番地 鹿角市出土文化財管理センター 秋田市金足鳩崎字後山52番地 秋田県立博物館	鹿角市

秋田県教育委員会告示第8号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第20条第1項の規定により、次の無形文化財を秋田県指定無形文化財に指定する。

令和5年3月24日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

左 欄	右 欄	
秋田県指定無形文化財	秋田県指定無形文化財の保持者	
名 称	氏 名	住 所
杵目金	林 美 光	秋田市
	千 貝 弘	秋田市

秋田県教育委員会告示第9号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第26条第1項の規定により、次の無形の民俗文化財を秋田県指定無形民俗文化財に指定する。

令和5年3月24日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
東由利のしめ張り	由利本荘市東由利	東由利のしめ張り保存協議会